

厚生労働省和歌山労働局発表
令和4年8月30日（火）

担 当	厚生労働省和歌山労働局 労働基準部賃金室		
	賃金室長	上田	文彦
	賃金室長補佐	前西	敏史
	電 話	073 (488)	1152
	F A X	073 (475)	0113



『最低賃金・中小企業支援策周知強化期間』 の実施について

9～10月は強化期間だよ！

～ 賃金を引き上げる中小企業を応援します！ ～



和歌山労働局長（こじま けいじ 小島 敬二）は、和歌山地方最低賃金審議会の答申を受け、和歌山県最低賃金を令和4年10月1日から889円に改正すべく手続きを行っています。

同審議会において、最低賃金を引き上げるに際し、中小企業への支援を強化するよう意見が付され、これを受け、和歌山労働局では、最低賃金の周知と併せて、令和4年9月1日から同年10月31日までの2か月間、『**最低賃金・中小企業支援策周知強化期間**』として、生産性向上等の各種中小企業支援対策の利活用の促進を図ることを目的に、県内の労使団体、地方自治体への周知協力要請、セミナーの開催などの取組を重点的に実施します。

★ 最低賃金・中小企業支援策周知強化期間（実施期間：9月～10月）★

〔主な取組内容〕

- セミナーの実施（10月24日開催予定）
- 県内労使団体、県、市町村への周知協力要請
- 働き方改革支援センターによる相談会の開催
- 監督署、ハローワークによる地元経済団体や企業への集中的周知
- 働き方改革にかかる包括連携協定を締結している金融機関への周知要請

★ 助成金など中小企業への主な支援策 ★

- ① 業務改善助成金（通常コース）
- ② キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）
- ③ 「和歌山働き方改革推進支援センター」によるワンストップ無料相談

詳細は裏面に～



主な生産性向上等のための支援策

① 業務改善助成金（通常コース）

（別添 1 リーフレット参照）

中小企業・小規模事業者が、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成するものです。

※ 上記①の業務改善助成金に関するお問い合わせは、和歌山労働局雇用環境・均等室（電話 073-488-1170）にお尋ねください。

② キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

（別添 2 リーフレット参照）

全て又は一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額させた場合に助成するものです。

※ 上記②の助成金に関するお問い合わせは、和歌山労働局職業対策課（電話 073-488-1161）又は最寄りのハローワークにお尋ねください。

③ 「和歌山働き方改革推進支援センター」

（別添 3 リーフレット参照）

和歌山労働局委託事業として「和歌山働き方改革推進支援センター」を開設し、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者に、長時間労働の是正、同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の解消に向けた雇用管理改善の取組を支援するため、専門家による相談対応（電話・メール・対面・訪問）や出張相談会・セミナー等を実施しています。

※ 上記③に関するお問い合わせは、和歌山働き方改革推進支援センター（電話 0120-547-888）にお尋ねください。

令和４年度和歌山労働局 最低賃金・中小企業支援策周知強化期間要綱 ～ 賃金を引き上げる中小企業を応援します！ ～

1 目的

和歌山県最低賃金は、和歌山地方最低賃金審議会に対する諮問及び答申を経て、令和４年１０月１日から時間額 889 円に改正されることが決定した。

今回の改正は、改正前に比較して 30 円（引上げ率 3.49%）の引上げとなり、中小企業・小規模事業者の負担が大きくなるとの指摘がある中、今回の改正に至る審議において、労使双方から、中小企業に対する各種支援策の一層の利用及び活用を促進することが強く求められている。

和歌山労働局では、和歌山県内の事業場に対し、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとしての最低賃金の改正について周知を徹底するとともに、生産性の向上等により事業場内最低賃金を引き上げやすい環境を整備するため、中小企業に対する支援策として業務改善助成金等の各種支援策の利用及び活用の促進に向けた周知について、集中的取組を行うこととする。

2 取組期間

令和４年９月１日～１０月３１日

3 和歌山労働局・労働基準監督署・公共職業安定所の取組項目

（１）関係団体を通じた周知

ア 県単位的主要な労使団体及び社会保険労務士会を和歌山労働局幹部が訪問し、最低賃金の周知及び各種支援策の利用及び活用の促進に関する要請【局】

イ 労働基準監督署長による地域団体等への最低賃金の周知及び各種支援策の利用及び活用の促進に関する要請【署】

ウ 自治体への最低賃金及び各種支援策の周知協力要請及び公共調達における発注時の改正最低賃金への配慮要請【局】

エ 働き方改革にかかる包括連携協定を締結している金融機関への最低賃金及び各種支援策の周知協力要請及び公共調達における発注時の改正最低賃金への配慮要請【局】

（２）個別事業場に対する周知

ア 最低賃金及び各種支援策に関するセミナー及び相談会の開催【局・和歌山働き方改革推進支援センター】

イ 労働基準監督署の監督指導時等における最低賃金、各種支援策の周知及びパートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ（令和 3 年 12 月）の徹底【局・署】

ウ 公共職業安定所による地域企業への訪問時における最低賃金及び各種支援策の周知【所】

（３）その他

労働局、労働基準監督署、公共職業安定所において、最低賃金及び各種支援策を紹介するポスター、リーフレット等により集中的に最低賃金及び各種支援策について周知【局・署・所】

令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等

設備投資等に要した
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!



業務改善助成金

検索



概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※3)
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※3)
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) 対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和4年4月現在)

(※3) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和5年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 0120-366-440 （受付時間 平日8:30～17:15）

申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。

【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



～ 業務改善助成金の活用事例 ～

事例1 デリバリー拡充のためのコンサルティングと必要なシステム・機材を導入して売上を拡大

【企業概要】 【所在地】愛知県 【従業員数】5人 【事業内容】飲食業

課題と対応
店内飲食が減少していたため、コンサルティングと設備投資により、販売増と業務効率化を検討した。

実施概要
デリバリー販売を拡大し、揚げ物を短時間で大量に調理することで、多くの注文を受けて処理したいと考えた。そこで、助成金を活用して、デリバリーサイトへの掲載内容についてコンサルティングを受け、受注システム、配達用3輪バイク、二層フライヤーを導入した。

デリバリーの注文数を増やし、効率的に処理することでコロナ禍を乗り切りたい（総務担当者）

導入前 **導入後**

従業員が創作した料理を持ち寄って新メニューの検討をする。時流に沿った商品提供をしている。

デリバリー客が大幅に増加し、配達や調理の時間も短縮された。

実施結果
コンサルティングを受けてデリバリーサイトへの掲載と受注システムの導入をすることで、電話対応がなくなり配達エリアや配達住所の管理が正確に行えるようになった。また、3輪バイクの導入で配達時間が1日1.5時間削減され、二層フライヤーの導入で6件の注文を一度に調理することができるようになった。

成果
デリバリーの注文受付から配達までの工程と、揚げ物調理の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を100円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

事例7 理容店専用の業務管理システムを導入し、経営情報を一元管理して業務効率化

【企業概要】 【所在地】京都府 【従業員数】2人 【事業内容】理容業

課題と対応
会計を手作業で行っており、時間がかかり、ミスもあった。また、顧客管理や在庫管理を紙で行っていたので、探す手間がかかっていた。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

実施概要
会計時の手作業の負担や会計ミス、レジ待ち時間も減らしたいと考えた。また、予約対応や顧客情報、在庫情報、売上情報も効率的に一元管理したいと考えた。そこで、助成金を活用して理容店専用の業務管理システムを導入した。

日々の精算処理を効率化し、経営情報を一元管理したい（代表者）

導入前 **導入後**

予約対応の時間が減って接客時間が増え、顧客満足度が向上

売上データや来店予測機能を活用することができるようになった。

実施結果
業務管理システムを導入することで、予約対応に係る時間が1日あたり10%程度短縮、また在庫管理や精算処理に係る時間が半減し、接客対応にかかる時間を増やすことができた。

成果
機器の導入により生産性が向上し1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を61円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

キャリアアップ助成金のご案内

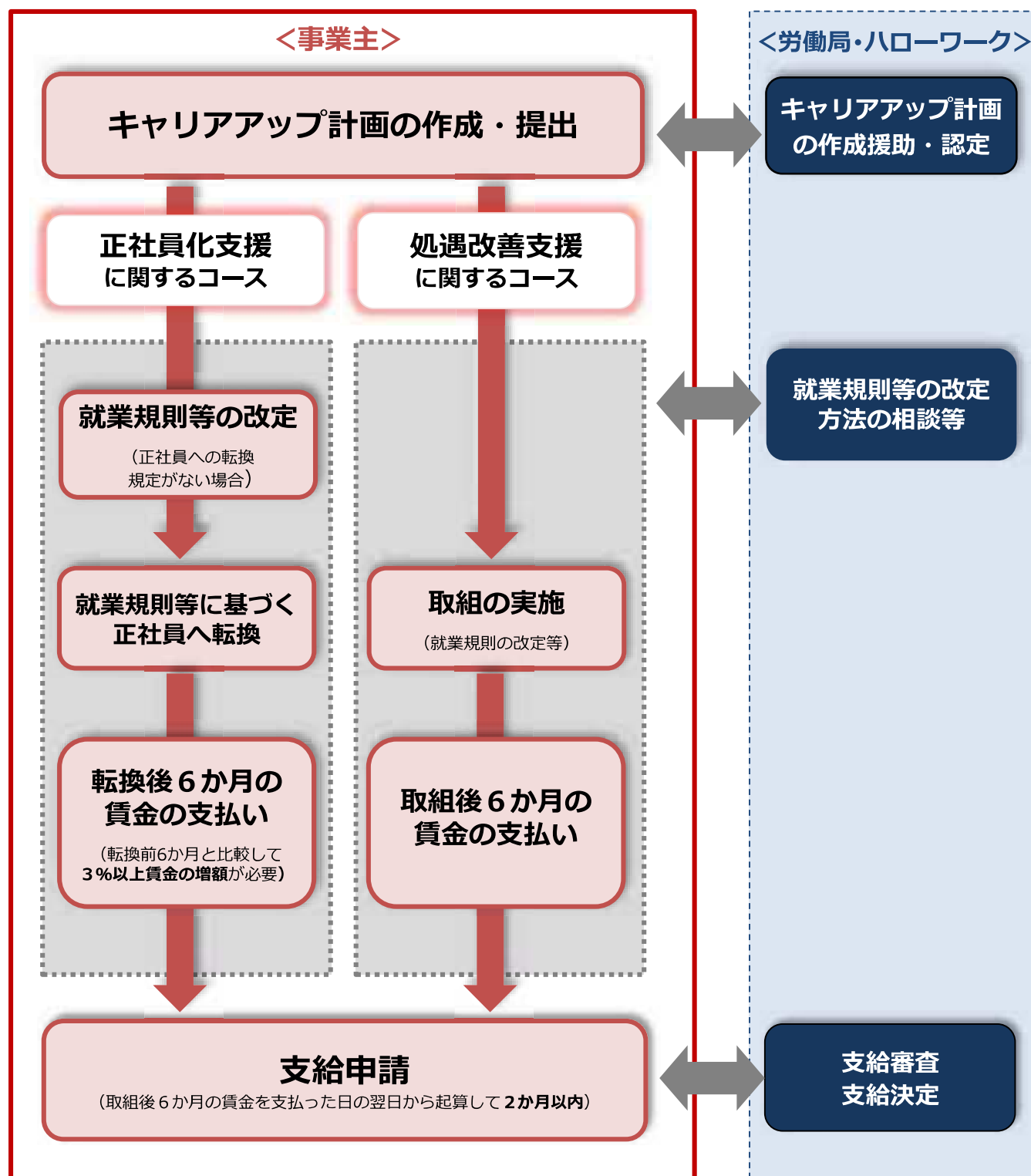
「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

助 成 内 容		助 成 額	※＜＞は生産性の向上が認められる場合の額	
			中小企業の場合	大企業の場合
正社員化支援	正社員化コース	① 有期 → 正規	57万円＜72万円＞	42万7,500円＜54万円＞
		② 無期 → 正規	28万5,000円＜36万円＞	21万3,750円＜27万円＞
		※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者で直接雇用する場合に加算 1人当たり28万5,000円＜36万円＞（大企業も同額） ※ 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合に加算 ①：1人当たり9万5,000円＜12万円＞ ②：4万7,500円＜6万円＞（大企業も同額） ※ 人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正規雇用労働者へ転換した場合に加算 ①：1人当たり9万5,000円＜12万円＞ ②：4万7,500円＜6万円＞（大企業も同額） ※ 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定した場合に加算 1事業所当たり9万5,000円＜12万円＞（大企業の場合、7万1,250円＜9万円＞）		
	障害者正社員化コース	① 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の場合		
		有期 → 正規	120万円	90万円
		有期 → 無期	60万円	45万円
		無期 → 正規	60万円	45万円
		② 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者以外の場合		
		有期 → 正規	90万円	67.5万円
		有期 → 無期	45万円	33万円
		無期 → 正規	45万円	33万円
		※ 助成額が、支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。		
処遇改善支援	賃金規定等改定コース	対象労働者数 1～5人	3万2,000円＜4万円＞	2万1,000円＜2万6,250円＞
		対象労働者数 6人以上	2万8,500円＜3万6,000円＞	1万9,000円＜2万4,000円＞
		※ 中小企業において3%以上5%未満増額改定を行った場合に加算 1人当たり1万4,250円＜18,000円＞ ※ 中小企業において5%以上増額改定を行った場合に加算 1人当たり2万3,750円＜3万円＞ ※ 「職務評価」の手法の活用により実施した場合に加算 1事業所当たり19万円＜24万円＞（大企業の場合、14万2,500円＜18万円＞）		
	賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と 正規雇用労働者との共通の賃金規定 等を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり	57万円＜72万円＞ 42万7,500円＜54万円＞
	賞与・退職金制度導入コース	有期雇用労働者等を対象に 賞与・退職金制度を導入 し、支給または積立を実施した場合	1事業所当たり	38万円＜48万円＞ 28万5,000円＜36万円＞
		※ 同時に導入した場合に加算 16万円＜19万2,000円＞（大企業の場合、12万円＜14万4,000円＞）		
	選択的適用拡大導入時処遇改善コース	1事業所当たり	19万円＜24万円＞	14万2,500円＜18万円＞
		※ 賃金の増額割合に応じて、1人当たり以下の通り助成額を加算		
		2%以上3%未満	1万9,000円＜2万4,000円＞	1万4,000円＜1万8,000円＞
		3%以上5%未満	2万9,000円＜3万6,000円＞	2万2,000円＜2万7,000円＞
		5%以上7%未満	4万7,000円＜6万円＞	3万6,000円＜4万5,000円＞
		7%以上10%未満	6万6,000円＜8万3,000円＞	5万円＜6万3,000円＞
		10%以上14%未満	9万4,000円＜11万9,000円＞	7万1,000円＜8万9,000円＞
		14%以上	13万2,000円＜16万6,000円＞	9万9,000円＜12万5,000円＞
	短時間労働者労働時間延長コース	有期雇用労働者等の週所定労働時間を 3時間以上延長し、社会保険を適用 した場合（1人当たり）	3時間以上延長	22万5,000円＜28万4,000円＞ 16万9,000円＜21万3,000円＞
		※ 労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上3時間未満延長した場合でも助成（基本給を一定額以上昇給している必要があります）		
		1時間以上2時間未満	5万5,000円＜7万円＞	4万1,000円＜5万2,000円＞
		2時間以上3時間未満	11万円＜14万円＞	8万3,000円＜10万5,000円＞



キャリアアップ助成金 支給申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、
各コースの実施日の前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要です。



- ◆ 詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。
- ◆ パンフレット、申請様式、Q&Aは厚生労働省ホームページに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

キャリアアップ助成金

検索



『働き方改革』に取り組む 中小企業・小規模事業者の皆さまを支援します !!

働き方改革推進支援センター

「働き方改革推進支援センター」って何？

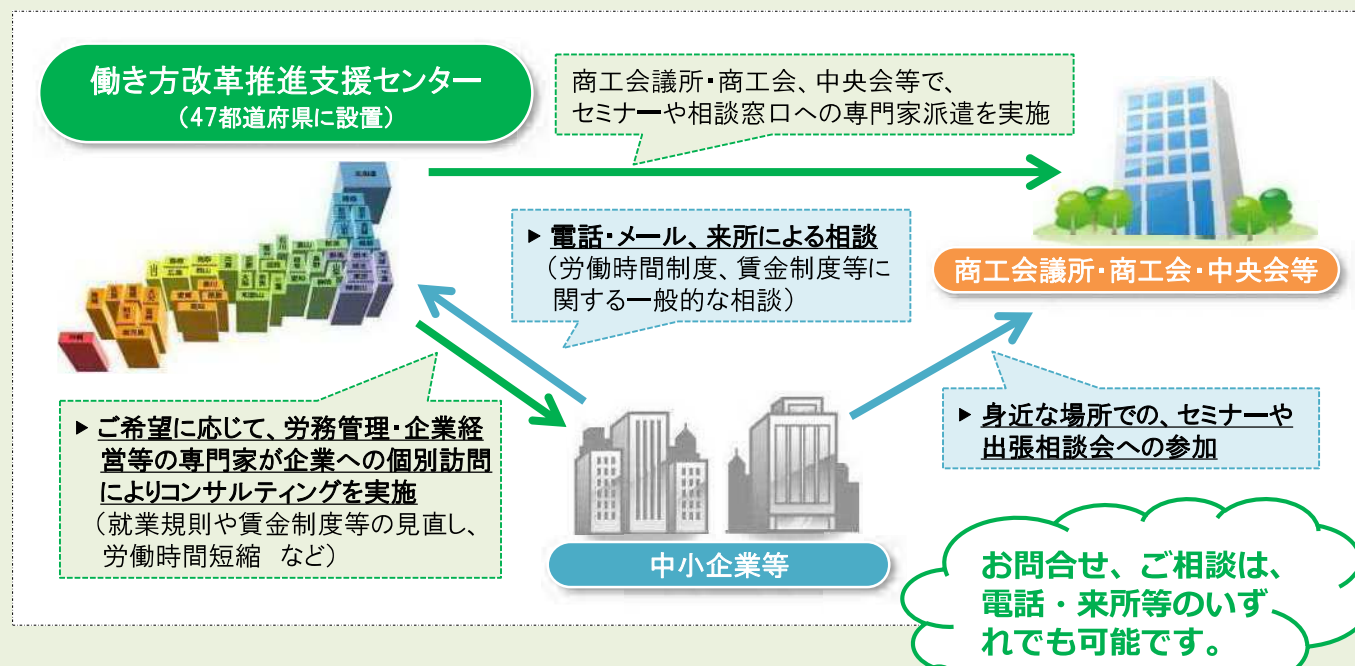
「働き方改革推進支援センター」では、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など、『働き方改革』に関連する様々なご相談に総合的に対応し、支援することを目的として、全国47都道府県に設置されています。

★ 以下の4つの取組をワンストップで支援します。

- ① 長時間労働の是正
- ② 同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善
- ③ 生産性向上による賃金引上げ
- ④ 人手不足の解消に向けた雇用管理改善

例えば、
以下のようなことを
総合的に検討して支援！

- ・ 企業の実態に即した労働時間制度
- ・ 業種に応じた業務プロセス等の見直し方法
- ・ 利用できる国の助成金



令和4年度 働き方改革推進支援センター お問い合わせ先一覧

都道府県名	所在地	電話番号
北海道	札幌市中央区北1条西3丁目3-33 リープロビル3階	0800-919-1073
青森	青森市本町5丁目5-6 青森県社会保険労務士会館	0800-800-1830
岩手	盛岡市肴町4番5号 カガヤ肴町ビル3階	0120-664-643
宮城	仙台市宮城野区原町1-3-43 アクス原町ビル201	0120-97-8600
秋田	秋田市大町3-2-44 大町ビル3階	0120-695-783
山形	山形市香澄町3-2-1 山交ビル4階	0800-800-3552
福島	福島市御山字三本松19-3	0120-541-516
茨城	水戸市三の丸2丁目2-27 リバティ三の丸2階	0120-971-728
栃木	宇都宮市宝木本町1140-200	0800-800-8100
群馬	前橋市元総社町528-9	0120-486-450
埼玉	さいたま市大宮区吉敷町1-103 大宮大鷹ビル101号	0120-729-055
千葉	千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館7階	0120-174-864
東京	千代田区有楽町1-10-1 有楽町ビル6階615室	0120-232-865
神奈川	横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル6階	0120-910-090
新潟	新潟市中央区東大通2丁目2番18号 タチバナビル4階 3-B	0120-009-229
富山	富山市赤江町1番7号 富山県中小企業研修センター4階	0800-200-0836
石川	金沢市西念4-24-30 金沢M.Gビル3階	0120-319-339
福井	福井市西木田2丁目8-1 福井商工会議所ビル1階	0120-14-4864
山梨	中巨摩郡昭和町河西1232-1 2F	0120-755-455
長野	長野市中御所岡田町215-1 フージャース長野駅前ビル3F	0120-088-703
岐阜	岐阜市神田町6丁目12番 シグザ神田5階	0120-226-311
静岡	静岡市葵区伝馬町18-8 アミイチビルB1-B号	0800-200-5451
愛知	名古屋市千種区千種通7-25-1 サンライズ千種3階	0120-006-802
三重	津市栄町2-209 セキゴン第二ビル2階	0120-111-417
滋賀	大津市打出浜2-1 コラボしが21 5階	0120-100-227
京都	京都市中京区堺町通夷川下る亀屋町167-1 デュピュイ亀屋ビル3階	0120-417-072
大阪	大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階	0120-068-116
兵庫	神戸市中央区八幡通3-2-5 IN東洋ビル6F	0120-79-1149
奈良	奈良市西木辻町343番地1 奈良県社会保険労務士会館	0120-414-811
和歌山	和歌山市板屋町22 和歌山中央通りビル2階2031号	0120-547-888
鳥取	鳥取市富安1丁目152番地 SGビル4階	0800-200-3295
島根	松江市母衣町55-4 島根県商工会館7階	0120-514-925
岡山	岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所801号室	0120-947-188
広島	広島市中区鉄砲町5-7 広島偕成ビル6階	0120-610-494
山口	山口市小郡高砂町2-11 新山口ビル5階	0120-172-223
徳島	徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階	0120-967-951
香川	高松市磨屋町5-9 プラタ 59 203	0120-000-849
愛媛	松山市大手町2丁目5-7 別館1階	0120-005-262
高知	高知市南はりまや町2丁目3-10 ア・ラ・モードはりまや 103号	0120-899-869
福岡	福岡市博多区博多駅南1-7-14 BOIS博多305	0800-888-1699
佐賀	佐賀市神野東3丁目1-40 M駅北テナントビル3階	0120-610-464
長崎	長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2F	0120-168-610
熊本	熊本市中央区紺屋町2-8-1 熊本県遺族会館2-7	0120-04-1124
大分	大分市府内町1-6-21 山王ファーストビル3階	0120-450-836
宮崎	宮崎市橘通東2丁目9-14 トライスター本町通りビル302	0120-975-264
鹿児島	鹿児島市下荒田3-44-18 のせビル2階	0120-221-255
沖縄	那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター316-B号室	0120-420-780

相談受付時間 平日9:00～17:00 ※センターにより異なる場合があります。詳しくは各センターのホームページをご覧ください。

